



## パートB - サービス特約 (2026年1月時点のバージョン)

### 1NCE Connectサービス特約

#### 1. 1NCEのサービス固有の履行義務

- 1.1 1NCE Connectサービスには次のサービス要素が含まれます。
- a) お客様が低帯域幅のモバイルデータ接続、追加のネットワークサービス、その他の関連サービスを利用することができるM2M/IoTアプリケーション向けモバイル通信へのアクセスの提供。これは、携帯電話番号および追加識別番号（国際携帯電話加入者識別番号 [IMSI]、携帯電話加入者統合サービスデジタルネットワーク番号 [MSISDN]、集積回路カード識別子 [ICCID]）を派生的に割り当てることによって行われます。
  - b) サービス説明書第2.3.1条に定められた1NCE国カバレッジリスト（隨時変更される可能性があります）に定められた国々における低帯域幅のモバイルデータ通信サービスへのアクセス提供。
  - c) 仮想または物理的なIoT SIM（本サービス固有の規約では、いずれの場合も「IoT SIM」といいます）の提供。
  - d) 追加のネットワークサービスその他関連サービスの提供。特に、SMS（ショートメッセージサービス）メッセージの受信および送信が可能となるサービスを含みます。
  - e) ソフトウェアベースの接続管理プラットフォームの提供。1NCEは、お客様のウェブポータルを通じて、またはお客様が自社の責任範囲内でシステムと完全な互換性を確保する限り、お客様自身が1NCEのアプリケーションプログラミングインターフェース（API）を用いてお客様のシステムに統合することができます。
- 1.2 本サービス特約の第1.1条a項およびb項に定めるモバイル通信サービスは、1NCEによって免許を持つ携帯電話事業者が提供する卸売サービスに基づいて実現されています。1NCEはまた、本サービス特定規約の第1.1条d項およびe項の追加ネットワークサービスおよびその他の関連サービスの個々の部分を提供するために、技術サービスプロバイダーとして下請業者を使用しています。1NCEは、各モバイルネットワーク事業者のサービスの種類や範囲、特に、利用可能な伝送技術やネットワークが異なる可能性があることを明記しています（ある国において特定のモバイル通信規格が廃止された場合など。サービス説明書の第2.3.1条に記載された最新の1NCE国別カバレッジリストのバージョンを参照してください）。さらに、個々の利用可能な伝送技術により、特定のネ

ットワークサービスやその他の関連サービスを利用できない場合があるという点を留保します。お客様は、ご自身のデバイスの技術的能力、およびそれぞれ利用可能な伝送技術およびネットワークに接続する能力について、単独で責任を負います。これには特に、利用可能なモバイル通信規格が変更された場合に、当該デバイスが引き続き利用可能なモバイル通信規格を用いて適切に通信できるよう、必要に応じて当該デバイスを再設定する義務がお客様にあることが含まれます。特定の国における現地の要件により、いわゆる「恒久的ローミング」（3か月などの指定期間経過後の非現地IMSIリソースの使用）が許可されないか、または経済的に正当な方法で実施できない場合があります。いずれかの国において、関連する法的若しくは公式の禁止措置、または、関連する要件が存在する場合、1NCEは、かかる国において恒久的ローミングによりモバイル通信サービスを提供する義務を負いません。

1.3 1NCEの履行義務は、以下に限定されます。

- a) 本サービス特約の第1.5条に基づくIoT SIMのライフタイム（以下「ライフタイム」といいます）。
- b) 適用される1NCE価格表、注文書および/または個別契約において合意された、IoT SIMあたりの消費可能なデータ容量。および
- c) 適用される1NCE価格表、注文書および/または個別契約で合意されたSMS量は、IoT SIMごとに、受信したSMS（モバイル終了 - MT）と送信されたSMS（モバイル開始 - MO）ごとに使用量が比例して差し引かれます。さらに、1NCEが使用する技術的解決策は、端末機器とサーバー間（双向）のSMS送信のみをサポートしており、2つの端末機器間のSMS送信はサポートしないことを明示しています。特に定めのない限り、上記b項で定められたデータ容量および上記c項で定められたSMS容量は、以下それぞれまたは合わせて「割り当て」または「割り当て量」といいます。

お客様は、該当するIoT SIMの追加割り当てを随時、1回または複数回購入する権利を有します（本サービス特約第3.1条および第3.3条を参照してください）。該当するIoT SIMのライフタイムは、その後の追加割り当ての購入によって影響を受けません。

1.4 元の割り当て量（データ容量またはSMS容量）のいずれか、またはお客様がその後購入した追加の割り当てがライフタイム終了前に消費された場



合、IoT SIMは一時的に無効化され、追って通知があるまで使用することはできません。お客様がその後購入した割り当時の料金を支払った場合、1NCEは直ちに、一時的に無効化されたIoT SIMを再有効化します。追加割り当時の購入は、本サービス規約の第1.3条第1文b項およびc項に従い、データ容量とSMS容量の両方を同時に購入する方法でのみ可能です。

- 1.5 IoT SIMの各ライフタイムは、適用される価格表/注文書または個別契約書で定義されており、1NCEがIoT SIMを発送した日から3か月後に開始されます。ただし、本サービス特約の第1.6条に従い、ライフタイムが早期終了するか、またはその時点の条件に基づきテキスト形式による当事者間の相互合意により、ライフタイムが延長された場合は、この限りではありません。IoT SIMの提供からライフタイムの開始までの期間を、以下「猶予期間」といいます。IoT SIMの有効化は、IoT SIMがお客様に発送される前に行われるため、猶予期間中から既に全面的にIoT SIMを使用することができるようになっています。
- 1.6 次の場合、ライフタイムは自動的に、かつ早期に終了します。
  - a) 1NCEが、該当するIoT SIMのデータ量またはSMSボリュームがライフタイム終了前に消費され、さらにお客様が追加の割り当てを購入していないことをテキスト形式で通知してから18か月以内の場合。
  - b) 少なくとも18か月間、該当するIoT SIMによりデータの送信またはSMSの送受信が行われていない場合。または、
  - c) お客様が、サービスの禁止された利用（禁止行為）を含め、（故意または過失により）本一般取引条件に違反した場合。

## 2. 本サービス特約およびお客様の協力義務

本サービスが、重要なインフラやその他重要な組織または施設の監視および/または制御を目的として使用される場合、お客様は、使用されるデバイスにおいて、該当するすべてのRAT、ネットワーク、およびベアラーの可用性を確保することを強く推奨されます。サービス中断を防ぐために、お客様は、可能な限り常に少なくとも1つのフォールバックRATが利用可能であることを確保すべきです。

## 3. サービス固有の料金規定

- 3.1 IoT SIMの初回有効化および発送は、IoT SIMに基づく料金（これには、IoT SIMの購入価格およびそれぞれの元の規定容量の料金が含まれます。）およびお客様が支払うべき追加料金（IoT SIMの発送費用など）の両方の支払金が完全に受領され、1NCEがそれを記録できるようになるまで、行われないものとします。また、一時的に無効化されたIoT SIM（本一般取引条件第3.3条第2文を参照してください）の再有効化は、お客様が購入した追加規定容量の支払金が完全に受領されたことを1NCEが後日記録できた時点で（この場合にのみ）速やかに行われます。
  - 3.2 お客様が1回の注文で複数のIoT SIMを注文した場合、注文されたすべてのIoT SIMの有効化および発送は、注文されたIoT SIMに関するすべての料金の支払金が完全に受領されたことを1NCEが記録できた時点で（一括して）行われます。1NCEは分納を行う義務を負っていないため、注文したIoT SIMの一部の数量に対する有効化および配送は行われません。
  - 3.3 当事者間で別途合意がない限り、お客様が追加割り当ての購入に対して支払うべき料金は、本一般取引条件第1.3条第2文に従い、購入時の現在の価格表に基づいて決定されます。
- ## 4. 契約期間および終了（契約解除）に関するサービス特約
- 4.1 個々のIoT SIMに関する契約関係は、以下により、理由なく解除することができます。
    - a) お客様はいつでも予告なしに、且つ、
    - b) 1NCEはそれぞれのライフタイム終了前には解除せず、2週間の予告期間をもって解除できます。
  - 4.2 契約関係が（契約解除）しても、未払いの料金には影響はなく、その支払い義務は存続します。終了（契約解除）時点で、該当するIoT SIMに未使用的割り当てが残存していた場合であっても、お客様に対してその補償金は支払われないものとします。ただし、正当な理由に基づくお客様からの特別解約について1NCEに責任がある場合はこの限りではありません（本一般取引条件パートA第6.2条を参照してください）。